

# 「アーキテクチャから考える」

柴垣亮太

学籍番号:0951020076 名列番号:225

指導教員:足立英彦

提出日:2013年1月15日

## 論文要旨

本稿のテーマは「アーキテクチャ」についてである。

飲酒運転を規制する手段としてどのようなものを考えるだろうか。アメリカの憲法学者ローレンス・レッシングによれば「法律」、「規範」、「市場」そして「アーキテクチャ」の4つの面から規制の規制が考えられるという。この場合の「アーキテクチャ」による規制とは「車にアルコール検知器を付け、呼気にアルコールが含まれていればエンジンがかからない仕組みにしておく」というものである。これならばほぼ確実に飲酒運転をなくすことができると思われる。このような規制が現実化したらどんな世の中になるだろうか。また、この規制のあり方は何か問題を引き起こしはしないだろうか。本稿ではレッシングの著作、「CODE2.0」を読み解きながら、「アーキテクチャ」の考え方を基に法律や規制のあり方などを新たな視点で見ていくことを目指す。

流れとしてははじめにアーキテクチャの概念を明らかにし(第2章)、次にそれがもたらす問題を見ていく(第3章)。第3章ではアーキテクチャの問題を扱うためには欠かすことができないサイバー空間の話や、知的財産権の話、そして、アーキテクチャによる規制が「規制の内容を隠す」可能性の話を行う。そして、キーワードとなる「あいまいさ」の問題を浮かび上がらせる。その後、問題点に対してレッシングはどう答えているかについて見る(第4章)。対応は3つの側面、「司法」「コード」「民主主義」から対応できると答えている。その解決策を検討していき、結びとする。

## 目次

### 第1章 はじめに

### 第2章 問題設定-「アーキテクチャ」とは何か?-

- (1)「ふるまい」を規制する4つの方法

### 第3章 問題-アーキテクチャによる規制は何を引き起こすのか-

- (1)相互作用による「規制」
- (2)行動経済学
- (3)サイバー空間の「自由」
- (4)規制とその裏にあるもの
- (5)「ここまでのまとめ」と「新たな問題点」
- (6)アーキテクチャと知的財産権の保護
- (7)規制内容の不可知性
- (8)「3章のまとめ」と「解決しなければならない問題」

### 第4章 対応-「あいまいさ」を打ち消すために-

- (1)「あいまいさ」の再定義
- (2)司法の対応
- (3)コードに対する対応
- (4)民主主義の対応

### 5章 結び

### 参考文献

# 「アーキテクチャ」から考える

## 第1章.はじめに

この論文のテーマは「アーキテクチャ」である。このテーマは2000年代後半にかけて日本の思想界でもブームになったのだが、現在においてはそのブームは下火になりつつある。この論文の目的は、収束に向かいつつある「アーキテクチャ」についての議論をまとめる、ということと、はじめにその考えを最初に提出したアメリカの憲法学者ローレンス・レッシングの著作「CODE2.0」を読解することである。「CODE2.0」の議論に従いつつ、その近くにある考え方にふれながら「アーキテクチャとは何か」ということ、そして「アーキテクチャにより何が実現され、それによってどんなことが起きるか」ということを見る事によって「規制」や「法律」というものが抱えている問題点に新たな見方を与える、ということを目指す。

## 第2章 問題設定-「アーキテクチャ」とは何か?-

この章では本稿のテーマ、アーキテクチャがそもそもどのようなものか、ということについて見ていく。

### (1) 「ふるまい」を規制する4つの方法

アーキテクチャとは「規制の技術」である。レッシングによれば人のふるまいを規制する手段として主に4つのものがあると言う。「法」「規範」「市場」「アーキテクチャ」の4つであり、これらを「レギュレーター」と呼ぶ。

この4つを具体的な例に即して説明してみたい。例えばあなたが「ホームレスが地下街の通路で寝ることをやめさせたい立場にある<sup>1</sup>」としよう。まず「法律」による規制は「地下通路で寝てはいけない」という法律もしくは条例をつくり、それに違反した場合は何らかのサンクションを課す、というものである。「規範」による規制とは「公の場所である駅の地下通路で寝ることは公共のマナーに反している」といったことを喧伝することでそのような行為をやめさせたり、「地下通路で寝ている人を見たら他の人はどう思う?」などと言ったりして当該行為をやめさせるのが「規範」による規制である。レッシングによれば日常生活における「規制」は主として「規範」によるものだと言う。「ホームレスを市場によって規制する」というのは分かりにくいかもしれないが、例えば次のような例を考えてみて欲しい。「駅の近くの物件の家賃が従来よりも著しく下がることによって今まで家に住むことができなかった人でも住めるようになる」ということが行われれば、自ずと地下道で寝る人は減っていくと考えることができるだろう。また、純粋に「公共の場所で寝る」という「迷惑行為」をやめさせたいのであれば、「罰金」などによってそれを規制することもできる。「地下道で寝ることの『利益』」と「それが見つかった時の『コスト』」を比較し、「コ

---

<sup>1</sup> 例は大屋雄裕『自由とは何か』の中から参考にした。

スト」のほうが大きいと判断すれば人は自らすすんで地下道で寝ることをやめる、というわけである。

そして、4つ目の「アーキテクチャ」による規制とはいわば「物理的な手段」によって人のふるまいを規制してしまおうというものである。例えば地下道に「人が寝るには調度良い小さなスペース」があったとしよう。単純に考えて、ここに何か「もの」をおいてそのスペースを消してしまえばホームレスがそこで寝ることをやめさせられるのではないだろうか。このような規制の方法を「アーキテクチャ」による規制と呼ぶ。「アーキテクチャ」とはもともと「設計」という意味である。「設計」することによってふるまいを規制する、これが「アーキテクチャ」による規制の趣旨である。

「アーキテクチャ」による規制は何も想像上のものではない。事実、東京都は1996年に地下道に「オブジェ」を設置することにより、地下道でホームレスが寝ることを規制しようとしたことがある。また、あるファーストフード店では客の回転率を上げることを目的として座席の椅子の硬さを少し硬めに設定しているという。長時間座ることに不快感を与えるようなつくりにしておくことで回転率をあげようというものである。

### **第3章 問題-アーキテクチャによる規制は何を引き起こすのか-**

この章ではアーキテクチャの規制が実際に採用された際にどのような問題が起こりうるかを検討していく。

#### **(1)相互作用による「規制」**

4つのレギュレーターは相互独立なわけではない。各々が影響しあう環境にあることは事実である。特に「法」と「アーキテクチャ」の結びつきは規制をより「強固」なものにする可能性をはらんでいる。「窃盗」にどのように対応するかということ为例に考えてみたい。「窃盗をなくそう」と思った時にはまず「法」で「窃盗罪」を設けて盗みをするものに対して処罰を行う可能性を示しておけば良い。「アーキテクチャ」の場合は「鍵をかける」というものがあるだろう。鍵をかければかけない場合に比べて窃盗犯が自宅に入る可能性は低くなる。しかし、「法」の執行は公のレベルで行われるのに対し、「鍵をかける」というのは私のレベルで行われる。防犯に関して熱心な家はドアに何個も鍵をつけたり警備会社を雇ったりするだろうが、防犯に関してあまり関心がない家は「鍵なんか1つでいい」と思うかもしれない。この場合、後者の家は前者の家比べて盗みに入られやすいのは明らかである。そこで、どの世帯も均一に盗みに入られない環境を整えるために「法」の力を使うことを考えてみる。例えば「住居を建てる場合において建築業者は窓、ドアその他すべての侵入経路となりうる場所に2つ以上の鍵を付けなければならない」という法律をつくれればそれが実現できそうである。そして、その環境下では「法」による規制と盗みにくい「アーキテクチャ」によって窃盗が起こる可能性を独立で規制する場合に比べて下げることが可能となる。ここに第3の要素、例えば、「警備会社を雇う世帯は国による補助を得

ることができる」という「市場」の要素を加えれば更に窃盗は起こりにくくなると考えられる。このように 4 つのレギュレーター相互の結びつきにより強い「規制」が完成するのである。

## (2)行動経済学

「アーキテクチャ」および「設計」的な考えは様々な分野でみることができる。以下では従来の経済学とは異なった「経済学」である「行動経済学」の考え方を見てみることにしたい。

行動経済学は従来の経済学とは少し変わった考え方である。従来の経済学で想定されている「ホモ・エコノミクス(経済人)」とは二人の指摘によれば次のような人物であるという。

「経済学の教科書を見ると、ホモ・エコノミクスはアルベルト・アインシュタインのように考えることができ、IBM のスーパーコンピューター『ブルージーン』と肩を並べる記憶容量を備え、マハトマ・ガンディー並に強い意志を持っていることがわかる。」

(『実践行動経済学』 pp.19)

このように「ホモ・エコノミクス」は市井の人々とはいささか異なっているように見える。そこで、二人はこのような「経済人」を「エコノ」<sup>2</sup>と名付け、そうではない実在する種を「ヒューマン」と名付ける。「ヒューマン」は度々誤った選択をし、常に合理的といえるような選択をし続けるとも言えない。そこで出てくるのが「ナッジ」<sup>3</sup>という考え方である。例えば、大学の食堂で健康増進のために「野菜」を食べさせたいとしよう。その場合、もちろん「規範」に訴えかけるような方法を取ることが可能である。しかし、より確実な方法といえるのが「入り口の近くに野菜を置き、遠くにカロリーの高いものを置く」という方法である。遠くのものを取るのとは不可能ではない。しかし、常にそこまでの注意を払っているかと言われればそうでもないのではないだろうか。これが「ナッジ」である。

このように正しい選択に導いていこうとする考え方は「リバタリアン・パターナリズム」と呼ばれる。「リバタリアン」と「パターナリズム」、一見相反するように思われる。「リバタリアン」といえば「国家からの介入を嫌う思想」であり、「パターナリズム」とは「よりよい生き方や選択をできるように介入していく」という考え方である。上のような例は「健康を増進せよ」という「自らの領域に対する介入」であり、リバタリアンは嫌悪感を示すのではないだろうか。しかしながら、「選択の自由」については干渉を行っていない。ここに通常のパターナリズムとの違いがあると考えられる。

さて、ナッジを行う場合であるが、そのためには「適切な選択を行えるように判断して

<sup>2</sup> 「エコノ」は想像上の種である、と前掲書ではしている。

<sup>3</sup> Nudge. 「肘でやさしく押す」という意味。

選択肢を設計する者」の存在が必要となる。このような存在を「選択アーキテクト」と呼ぶが「アーキテクチャ」には「設計者」すなわち「アーキテクト」の存在が不可欠なのである。「誰が」設計を行うのか。これが1つ目の「アーキテクチャ」の抱える問題であるといえるだろう。

### (3)サイバー空間の「自由」

次の問題は「何に従って」設計を行うのかということである。これについては「アーキテクチャ」という問題を考えるに至ったきっかけ、つまり「サイバー空間」および「ネット」というものについて検討することを通じてその問題を明らかにしていきたい。

古来、サイバー空間<sup>4</sup>は政府からの規制の及ばない全くもって「自由」な空間である、という風に思われていた。サイバー空間には統治するものはおらず、仮に政府によって規制されるとしてもサイバー空間でのふるまいに「脅し」をかけることはできても、「制御」することはできない。サイバー空間には政府がない、つまり「アナーキー」な状態であるからこそ人々は「自由」になる。そう思われていた。しかしながら、レッシングの見解は違う。レッシングは自らを「憲法屋」と定義した上で次のように述べる。

「サイバー空間における自由は、政府がないから生じるんじゃない。そこでの自由は、あらゆる場所と同じく、なんらかの国から来る。自由が花開く社会を構築するには、社会から自覚的なコントロールをすべて取り除くのではダメだ。ある特定の種類の自覚的なコントロールが生き残っている場所に置いてやらなくてはならない。自由を構築するには、アメリカの建国の祖たちがやったように、社会をなんらかの憲法の上に築く必要があるのだ。」

(『CODE2.0』 pp5)

つまり、「完全にコントロールから開放されること」が自由なのではなく、「ある一定のコントロールの上でこそ自由が成り立つ」ということである。そして、その「コントロール」に当たるものが「憲法」にあたるといえる。

ここで、実際の「憲法」の考え方を見て見ることにしたい。長谷部恭男は立憲主義についてこのように述べている。

「立憲主義は、多様な価値観を抱く人々が、それでも協働して、社会生活の便益とコストを公正に分ち合って生きるために必要な、基本的枠組みを定める理念である。そのためには、生活領域を公と私とに人為的に区分すること、社会全体の利益を考える公の領域に

---

<sup>4</sup> 「サイバー空間」は「インターネット」と違う、とレッシングは言う。レッシングによればサイバー空間とは「人生を変え、場合によっては改善するものだ。違った人生を送るためのものだ」としている。

は、自分が一番大切だと考える価値観は持ち込まないよう、自制することが求められる。」  
(『憲法と平和を問いなおす』 pp.178)

例えば、憲法で「信仰の自由」を認めたとする。「信仰」とは個人的なもの、つまり「私」の領域に属している、と考えることができる。そこで「私」の領域である「信仰の自由」に「公」は関わらないようにする、と定めたものが憲法であるといえる。また、人々は国家の中で協働して生きて行かなければならないのであるから、共同体の利益つまり「公」の領域についても策定しなければならない。「公」の領域は万人にとって公平でなければならないためあまりに「私」の領域に偏った価値観を持ち込むことはふさわしくない。よってこれも「憲法」で線を引くことになる。このように、「憲法」とは人々を統治する際の一定の「理念」を示したようなもの、ということが言える。

では、サイバー空間にはそのような「憲法」に当たるものが存在しないのだろうか。完全な「無政府状態」にあるのならばそのようなものは存在しないとも考えられる。しかし、実際には「存在している」と結論せざるをえない。

#### (4)規制とその裏にあるもの

ここで注意したいのが、「憲法」のような明確な規範で持ってサイバー空間を規制するのではなく、単なる「技術」によってサイバー空間のありかたが決定されている、ということである。ここで、インターネット最初期のハーバード大学とシカゴ大学のインターネットの接続環境の違いの例を出して説明してみたい。

シカゴ大学においてはインターネットに接続するためには学内にある「ジャック」に接続さえすればよかった。しかしながら、ハーバード大学では「ジャックへの接続」とともに、「ユーザーの登録」が必要であった。これは次のことを示す。つまり、シカゴ大学が「完全に自由な状態」でのインターネットへの接続を許容しているのに対し、ハーバード大学は「名前を明かさなければならない」という「規制」のもとでしかインターネットへの接続を許されていない。ここにシカゴ大学とハーバード大学のインターネットへの態度の違いが見て取れると言えるだろう。また、上の 2 つの違った環境は「設計」によってのみ形作られていることがわかる。

#### (5)「ここまでのまとめ」と「新たな問題点」

ここまで見てきたのは「誰か」が「ある目的」をもって規制する、というアーキテクチャの特徴である。しかし、これでは従来の規制方法と変わらない気がしないでもない。そこで、アーキテクチャによる規制ならではの問題点をここで新たに検討してみたい。それは「規制が確実であること」、「規制を低コストで行うことができるようになること」、そして「規制の内容を知らずとも規制されるということ」の 3 つである。



以下ではその3つについて検討する。

## (6)アーキテクチャと知的財産権の保護

レッシングは知的財産権そのもののお話をする前に、「自分の所有物をどうやって守るか」、という問題からはじめる。そして、それには二種類の方法、つまり「法」と「柵」があることを提示する。農家が価値の高い種子を自分から離れた場所に保存しておきたいという例を考えてみる。「法」による支配とは「警官にパトロールの回数を増やすよう要請する」、「種子泥棒の刑罰を重くする」というものである。一方、「柵」とは文字通り「種子のある場所に高い柵を設けて盗むことを難しくする」というものである。このふたつの方法、「柵」のほうが圧倒的に簡素で大きな効果を上げることができる、と考えられる。サイバー空間における知的財産権の保護にあたってはこの「柵」の考え方、つまり、「著作権の所有者」が自身の著作物に「柵」を設けることが効果的である、というのがレッシングの考えである。

その理由をレッシングは実際にある「もの」に対する所有権と自分の考えを所有する、ということの対比を通じて説明する。なぜ、私の庭にある「りんごの木」に実をつけるりんごを独占する権利が認められるのであろうか。それはりんごの数が限られており、誰かがそれを盗むことによって「私の利益が減少してしまうから」である。では「自分の考え」はどうか。私が何かアイデアを誰かに話したところでそれは減少したり、価値が下がったりするものなのだろうか。減少することはない、というのは分かる。しかし、価値についてはそうはいかない。もし仮に発明のアイデアを誰かに話して、それをもとにして新たな商品を開発し、利益を得たとしたならそれは「損をした」ということになりそうである。そこで法律による「保護」が必要になる。「特許<sup>5</sup>」はその考え方に基づいているとも言える。法律が自らのアイデアに対して保護を行うのは発明に対して「インセンティブ」を与える、ということが第一の目的にされるべきである。逆にそうしなければ効率的にサイバー空間での著作権の保護が行うことができず、文化の発展をも妨げることになるともいえる。先に述べたようにサイバー空間での著作権保護には「柵」の考え方、すなわち「自ら行うプロテクト」がふさわしいと考えられる。

著作権法で「サイバー空間での著作権侵害」について罰則を定めたり、その著作権を公的な機関が守る方法を定めていたりしている場合であって、著作権の所有者が「これではまだ不十分だ」と考えれば、著作権の所有者は、自らの判断に基づいて、さらなるプロテクトをかけることができる。破ることがほとんど不可能なプロテクトをかけることができるし、もし破られてもそれが誰によって行われたか、ということを追跡できる可能性もある。著作物の設計に著作者が関与することで権利侵害の可能性を限りなく低くすることができる、ということが分かる。

---

<sup>5</sup> 注意したいのは「特許」を取ることによって絶対的な独占権を一時付与される、という事である。日本の特許法のもとでは一定期間保護された後、その技術は公開されることになっている。

では、「法律」による規制はどうであろうか。仮に法律で「著作物をコピーして良いのは2回まで。サイバー空間に公開する場合はそのようにプロテクトをかけることを義務付ける」と定めたとする。このような規制は本質的には「柵」による保護と変わりの無いように思える。しかし、この二つの間には大きな違いがある。それは「著作者の意志」という問題である。前者は「不十分だ」と「著作者が考えてはじめて」規制を強くすることが可能になる。一方後者は著作者の意志は関係ない。例え、「自分の著作物は自由に使ってください」と著作者が思っているとしても法律でプロテクトの義務が課されてしまえば、著作物の自由な利用が侵害される、といえる。一度プロテクトのアーキテクチャが構築されてしまえばそれを破るのは難しいことはこれまでで述べたとおりである。レッシングは「これまではコピーする権利、『コピーライト』が問題になってきたがこれからはコピーさせる義務「コピーデューティ」が問題になる」と述べている。それはアーキテクチャによる著作権の保護がほぼ完璧に近いからである、という理由が大きいことはお分かりいただけるだろう<sup>6</sup>。

ここまでの議論をまとめると、物事を独占する権利を認める必要があるのは、それが減ってしまうことが誰かが損をすることを意味するからであって、量が減らないものについては「それを独占する権利」を与えるということは規制が強すぎる場合があり、法律で行えることといえば「インセンティブをあたえることだけ」ということだ。

アーキテクチャによる知的財産権の保護の例を見てきたが、ここから浮かび上がるアーキテクチャによる規制の特徴は大きく二つあると考えられる。一つは「規制の完全性」、そしてもう一つは「規制の低コスト性」である。アーキテクチャによる規制は「規制できない」という状況を生み出さず、行動の可能性を限りなく「ゼロ」に近づける。これが「完全な規制」である。アーキテクチャによる規制は必ずしも「法律の整備」などといった大きな作業を必要とせず、個人レベルで行うことができる、という面から「低コストである」といえる。

## (7)規制内容の不可知性

「規制の内容を知らずとも規制される」というのは「家にかける鍵」のイメージがそれに近い。泥棒はその家に「鍵」がかかっていることを知っていようが知っていまいが、その「鍵」によって家に入ることを規制される。これもアーキテクチャによる規制の大きな特徴といって良いだろう。しかしながら、他のレギュレーター、特に「法律」、なかでも「刑法」はどのような規制が行われるか、ということは広く知られている必要がある。「仮にそのような法律があるのを知っていたならば、そんなことはしなかった」という事を避けるため、刑法学では「事後法の禁止」という形をとって現れている。

また、「鍵をかける」ということは「防犯」というものに強く結びついているとも言える

---

<sup>6</sup> レッシングは「グーテンベルク以来、著作権が一番しっかり保護されている時代を迎えようとしている」と述べている。

が、先に示した「ファーストフード店の椅子の硬さ」の例を思い出してほしい。これは「椅子を固くして長居する人を規制する」という目的でもって行われているわけであるが、これについてファーストフード店の客は「椅子の硬さ」で規制されている、ということに気づくことができるのだろうか。ファーストフード店の客の回転率の規制手段として「冷暖房の温度を極端に上げたり下げたりする」というものもあるのだが、それが「規制の手段」であると客の側は気づくのであろうか。「規制の内容」と「規制の手段」が規制される側にとってわからない、ということは「規制されている」ということすらも裏に隠してしまう可能性をはらんでいる。「椅子の硬いハンバーガー屋だ」、「店内がものすごく暑いコーヒーショップだ」などという感想を抱くことはあっても、それは「それ以上の事実」として捉えられる可能性は低い。「あの店は店内の温度を高くして人の出入りを制限しようとしている」と考えることが日常どの程度あるだろうか。また、そう考えたとしても「規制される側」の私達にとって正しいかどうかを知る手段は無い<sup>7</sup>ようにも思われる。

レッキングもこのような例を指摘している。それはアーキテクチャによる「人種分離政策」である。アメリカではかつて「ある人種には土地を売ってはならない」という条項を持つ州が存在した。しかし、時代の流れにともなってその条項が法廷で認められなくなると、別の手段による人種の分離が行われるようになった。その例がある人種の住むコミュニティと別の人種の住むコミュニティの間に「横断が不可能」な高速道路を建築する、というものである。これによって物理的に人種の分離が可能になるわけである。しかし、住んでいる当人にとっては「コミュニティとコミュニティの間に高速道路が走っている」という事実としてしか存在しない。また、かつては「条文」という形で「この人種はこのような理由で差別する」ということが明確に定められていたが、このアーキテクチャによる規制ではそのような明確に示された目的を必要としない。「規制を知らない」ということは人種差別のような現代では認められない規制を知らないうちに引き起こす可能性があることにも注意しなければならない。

### (8) 「3章のまとめ」と「解決しなければならない問題」

アーキテクチャによる規制は以下のような問題点を抱えている。まず、「誰か」によって設計される、ということ、そして、何かの「理念」によって規制によって設計されるが、その「理念」は必ずしも表に現れてこないということである。なぜこれが問題になるかといえば「規制が確実でそれを避けうる手段をとれる可能性が低い」ということと「理念が表にあらわれないため到底許容できない規制が行われる可能性がある」ということが理由としてあげられる。

アーキテクチャの規制が抱える問題点の解決策を見ていくためにここで一つの言葉を出

---

<sup>7</sup> 仮にそのように指摘しても「規制しようとしている意志」が客観的には見られないため、いくらでも弁解が可能である。

したい。それは「あいまいさ」という言葉だ。「CODE2.0」では第三部のタイトルが「隠れたあいまいさ(latent ambiguities)」となっており、「あいまいさ」という言葉はこの本においてはキーワードといっても良いだろう。アーキテクチャによる規制は「あいまいさ」を抱えている。政府によってアーキテクチャが構築されるのか、それとも私人が構築するのか。その規制の目的は従来の法律、およびその上位概念にあたる憲法によって許容されうるものなのか。そもそも規制自体を私達に理解することが可能なのだろうか。「あいまいさ」を出来るだけ排除することこそ、私達が「得体の知れない規制の恐怖」から逃れる唯一の手段ではないだろうか。そして、恐怖を克服してしまえばアーキテクチャによる規制は我々にとって大きな安心をもたらすこともありえる。これまでに「泥棒」の例を出したが、アーキテクチャによる規制の力を借りれば今までより何倍も安全な生活を送ることができる可能性もある。しかし、今は目の前にある問題をしっかりと検討する必要がある。以下では、「挙げられた問題点」に対してどのような解答が可能か、ということについて見ていく。

#### **第4章 対応-「あいまいさ」を打ち消すために-**

本章ではこれまでに挙げられた問題に対するレシグの解答を見ていく。しかし、いきなり対応策について話をするのではなく、(1)で「何について答えるべきか」を具体的な例に則して明らかにした後に対応策について見ていく。

##### **(1)「あいまいさ」の再定義**

「誰かがアーキテクチャを構築する」ということは「アーキテクト自身の考え」が大きく反映される、ということとは想像が容易である。学生の健康増進のために「野菜をとりやすい位置に置く」という例をすでに述べた。この場合のアーキテクトは「食堂のスタッフ」である。では、仮に、その食堂のスタッフが特定の食品会社、例えばカロリーの高い揚げ物などを主に扱う会社から「私の会社の商品をどこよりも多く売ってくだされば報奨金をさしあげましょう」という打診をされたとする。この場合スタッフはどのような対応を取りうるだろうか。一つはこれまでどおり学生の健康を増進するようなメニューを置き続ける、というもの。そしてもう一つは、報奨金目当てで、打診された会社の商品を一番手に取りやすい位置に置く、というものがある。この手段を取る場合、カロリーが高いものを置くことになるので、「健康を増進する」という目的からは遠ざかってしまう。

この例が示すのは、学生の健康を増進するもしないも「アーキテクトの自由である」ということである。そして、何よりこの判断を「正しい」と思う人しかいない、ということが問題である。選んでいる側は「正しい」からこの選択肢をとったのであるし、利用する学生の側は「食堂と食品会社の間で癒着がある」という情報が得られなければ、「食堂のメニューの配置に食堂側に有利なように忝意性が働いており、理想的ではない」とは考えない可能性もある。この例は利用する人が限定された大学の食堂の話であったが、より広い

範囲の人々に影響を及ぼすような規制がアーキテクチャによってなされる時、アーキテクトの決定を誰かによって「事前に」ないし「事後的に」判断する手段がない、ということはこれまでに述べた「思いもよらない規制」が発動する端緒とはならないだろうか。

「選択の透明性」を確保すること、これこそが「あいまいさ」を打ち消す手段となりうる。もしその選択が「何かの基準」、それも「広く人々に知られており、なおかつ納得されているような基準」によってなされたのならば「透明性が確保できている」といえるだろう。また、選択に事後的に干渉し、改善できれば「一人よがりな選択」を修正して「透明性を確保できる」ともいえる。これについてレッシングはどう答えているのだろうか。対応は三つあるという。「司法の対応・コードに対する対応・民主主義の対応」である。

## (2) 司法の対応

「何かの基準」を憲法に求める方法がある。しかしながら、憲法の起草段階には想定していなかった状況が生まれることがある。日本国憲法が作られた時代と現代では取り巻く状況が違いすぎる。そのような場合に混乱を招くことはないだろうか。それを解決するのが「翻訳」という方法だ。

アメリカ合衆国憲法修正第 4 条では「人々は不合理な搜索から保護され」、「正当な理由によって発行された令状がなければ搜索や押収が行われてはならない」という旨が定められている。この条文が書かれた時代は、事件の捜査の主流は「家宅搜索」であり、そのときの不法侵入さえ防止してしまえば人々の権利は保護されると考えたのだろう。それから時代が過ぎ、ある事案にこの条文が適用できるかどうかの問題となった。それは「電話の盗聴」である。

1928 年の判例「オルムステッド対アメリカ合衆国」では「実際の侵入を伴わない電話の盗聴に対して憲法修正 4 条が適用できるかどうか」が争点となった。条文の忠実な解釈によれば「オルムステッド氏のアパートに侵入を行わずに得られた証拠によって起訴された本件の事案は当該条文に反しない」と結論付けられそうである。しかし、盗聴が無制限に認められるとするならば私たちの生活は筒抜けになってしまう。これに対して嫌悪感を抱く人が少なからずいるのではないだろうか。そこで、当該条文を盗聴に対しても適用できる、という見解を出した判事もいた。その際の根拠は「条文の書かれた当時の唯一のプライバシー侵害技術が不法侵入だったため、法廷はこの条文を技術の発展に伴って読み替えていくべきである」というものであった。レッシングはこれを「翻訳」と呼ぶ。

「あいまいさ」が存在する事例においては「翻訳」は困難を極めることになる。「法解釈」に対する価値観が様々に入り乱れている事実を見ても翻訳が一筋縄ではいかないことは想像に難くない。しかしながら、多様な価値観や想像しうる様々な可能性について意見を述べ合うことは基本的でありながらも、有効な解決策といえるだろう。また、レッシングは「再審理主義」という考え方にも触れている。これは、もし最高裁判所が基本的な価値観上の

問題に直面した場合には、価値観の対立を隠さず、現段階の憲法では解決が難しいことを認めるべきであり、その場合にも裁判所は対立の解決を目指していくべきではあるが、この際に出された「解決案」を「見直しがしやすいように」、つまり、人々が「本当にそれでいいのか」という議論をしやすいように司法が誘導し、もしその見直しの結果が法廷の結論と異なるなら、見直しの結果を尊重していくべきだ、というものである。法廷の仕事は「隠れたあいまいさ」を詳らかにすることである、というのだ。これが「あいまいさ」への司法からの対応である。

### (3)コードに対する対応

「オープンコード」、これが規制を抑制する手段となりうる、とレッシングは言う。これまでに扱ってきたアーキテクチャの規制の例では「どのような目的でどのように制限しているか」というものが表に出てこないものであった。これはコードが「クローズド」な状況である、といえる。既に述べてきたようにこの状況下では規制を隠しやすくなることは明らかである。街の景観を良くする目的で作られた「オブジェ」がホームレスを排除するための「規制手段」であるかもしれない。「何が目的」で、「どのような規制をしているか」を「規制される側」が知ることができるような状況を作ること、これが「あいまいさ」にたいする「コードに対する対応」である。コードをオープンにしておけば、思いもよらない規制を防ぐことができると同時に、より「効率的な手段」や「発展」をもたらす可能性もある。フリーのオペレーティングシステム、Linux がそのコードをオープンにすることで発展してきている事実を鑑みればそれにも納得できるだろう。

しかしながら、ここで注意しておきたいのは「すべてのコードはオープンでなければならない」という事ではない。「なぜこの規制が行われるのか」、これを明確にしておくことが「あいまいさ」をなくすために欠かせないと言える。

### (4)民主主義の対応

法律によってアーキテクチャの構築を義務付け、規制を行う、という事例があることはすでに述べた。現在、日本においては選挙によって選ばれた議員が国会で法律を作るわけだが、そこで議員が果たさなければならない役割とは「国民の利益を代表する」というのが建前であるが、現状はどうだろうか。レッシングは「選挙費用」の問題を取り上げ、「民主主義にうんざりしている」状況を語っている。

アメリカの下院議員になるための選挙費用は 2004 年に現職のいない選挙区で出馬する場合平均 108 万 6437 ドルであるという。これは出馬するだけの費用で、もし当選すればそれにさらに上乗せされる。このように選挙費用の捻出は議員にとって大きな問題である。そのために議員は「金持ちを喜ばせること」に時間を多く費やさねばならなくなる。上院議員の時間の 3 分の 1 は資金調達に費やされるという。レッシングの言い方に沿えば「レスト

ランの従業員が出社の準備に時間の 3 分の 1 を費やす状況」であり、そんな従業員は「クビ」である、と述べている。レッシングも述べているが、ここで指摘しているのは、「議員が仕事をしていない」ということではなく、「議員の働き方が資金集めの必要性のために歪められている」ということだ。本来の役割をはたすのに十分な時間が無い議員によって作られた法律が特定の集団に属する人々にしか利益をもたらさないようなものであったとしたら、それは民主主義と言えるのだろうか。昔からよく言われる「政治家は金持ちのことしか考えない」という状況にあきれ果てているのはどこの国でも同じではないだろうか。

では、「広く人々の意見を取り入れた政治が正しい」ということになりそうだが、レッシングはこれについても注意をしている。レッシングによれば「人々のその時の気分を完璧に反映するような民主主義は我々の理想であったことは一度もない」という。日本では頻繁に世論調査が行われるが、これに基づいて行われる政治は理想的であろうか。世論調査はその時の「気分」によって意見の表明が行われる。そして、その「気分」はしばしば無知の産物であることがある。熟議を経ない世論調査のみによる民主主義は理想的とは言いがたい。そこでレッシングが提唱するのが『「討議する」世論調査』である。これは文字通り、様々な階層の人達の納得できる均衡点を探り、それを「世論」として提示するものだ。人々が別の生活を送ることができる「サイバー空間」はよりそれに適したアーキテクチャを構築できる場所である。現在なら Twitter で気軽に政治について意見表明をしているような状況がそれに近いだろうか。

「熟議」による民主主義が理想的な「民主主義」を構築し、「あいまいさ」を消すことになる可能性がある、というのが「民主主義の対応」である。

## 5 章 結び

ここまでアーキテクチャについてその問題点、そして解決策を見てきた。アーキテクチャの問題は様々な論点を含んでおり、そのすべてを網羅することは卒論では不可能であったため、今回は「あいまいさ」という論点を中心に据えてすすめてきた。

出てきた問題、解決策ともに古典的なものなのかもしれない。しかし、注意したいのが、「古くは想像上のものだと考えられていたことが現代になって現実のものになりつつある」ということである。想像上のものであるならばその帰属先をあいまいにしておいてもよかったのだが、そうではなくなってきた以上、自らで選び、理想的な状況を作っていくことが今まで必要になってくると考えられる。現状はおそれるような状況では無いのかもしれないが、「現状」がいつまでたってもこのままか、と言われればそうではない。この点からも選び、決断していく必要があるといえる。様々な状況を検討し、それに対してどう対応するか、これはこれからも検討していくべき課題であると考えられる。

## 参考文献

- ・ 東浩紀/北田暁大編『思想地図 vol.3』(日本放送出版協会 2009)
- ・ 大屋雄裕『自由とは何か—監視社会と「個人」の消滅』(筑摩書房 2007)
- ・ 小泉直樹『知的財産法入門』(岩波書店 2010)
- ・ 児玉聡『功利主義入門』(筑摩書房 2012)
- ・ 長谷部恭男『憲法と平和を問いなおす』(筑摩書房 2004)
- ・ 濱野智史『アーキテクチャの生態系』(NTT 出版 2008)
- ・ 松尾陽「アーキテクチャによる規制作用とその性質」『法哲学年報』(2007 年) 241 頁～250 頁
- ・ Richard H.Thaler/Cass R.Sunstein(遠藤真美訳)『実践行動経済学 健康、富、幸福への賢明な選択』(日経 BP 社 2009 年)
- ・ Lawrence Lessig (山形浩生訳)『CODE version 2.0』(翔泳社 2007)
- ・ 若田部昌澄/栗原裕一郎『本当の経済の話をしよう』(筑摩書房 2012)